

議案第204号

福岡市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

福岡市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の再任用に関する条例（平成13年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。